

災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管等にかかる協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の保管等にかかる協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物資の保管等の内容は、次のとおりとする。

（1）物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースが不足したとき、救援物資及び調達物資等の一時的な集積場所として、乙の倉庫を提供する。

（2）物流専門家等の派遣

物資集積場所を開設した市施設及び乙の会員の倉庫において、物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物流専門家及び作業員を派遣する。

（3）荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物資の保管等について、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合において、速やかに協力できるよう、会員との連絡体制等を整備するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請に基づき、物資の保管等を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

(費用負担)

第6条 協力要請に基づき、乙が実施した物資の保管等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資集積場所の提供に係る費用は、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 物流専門家等の派遣及び荷役資機材の提供に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、保管料等を一括して請求するものとする。

5 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し保管料等を支払わなければならない。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉県消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(実施細目)

第10条 指示命令系統の統一方法、物流専門家の職務内容、協力体制等、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上別に定める。

(準用)

第11条 この協定に定めのない事項については、「標準倉庫寄託約款（乙）」を準用するものとし、甲乙協議の上、対応するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月1日